特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２０６９号
東京都渋谷区神南１丁目５番19号
清算株式会社　株式会社エフアンドエフプロモーション
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第１５号
沖縄県糸満市西崎町４丁目10番地の３
清算株式会社　株式会社エヌ・シ・エフ
１　決定年月日　平成28年２月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第１８号
札幌市東区北36条東29丁目14番20号
清算株式会社　株式会社東洋物産
代表清算人　飯野　剛司
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者（株式会社北洋銀行元町支店、株式会社北陸銀行苗穂支店、北海道信用保証協会、株式会社北陸カード、ＮＴＴ東日本受託会社ＮＴＴファイナンス株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、カシオリース株式会社）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１カ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２８年（再）第１号
愛媛県西条市丹原町池田1261番地
再生債務者　株式会社テラマチ
１　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年３月30日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成28年４月27日から平成28年５月11日まで
松山地方裁判所西条支部

再生手続終結

平成２４年（再）第１号
大分県日田市隈１丁目１番33号
再生債務者　株式会社末崎産業
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成28年２月５日　大分地方裁判所日田支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第４号
神戸市兵庫区金平町２丁目１番39―203号
再生債務者　野田　吉弘
１　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年３月２日まで
４　一般異議申述期間　平成28年３月９日から平成28年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第６８号
兵庫県加古郡播磨町南野添３丁目５番１―707号
再生債務者　畠山　喜光
１　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年３月２日まで
４　一般異議申述期間　平成28年３月16日から平成28年４月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（再イ）第２号
山梨県甲斐市龍地2795番地13
再生債務者　清水　　学
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年３月３日まで
４　一般異議申述期間　平成28年３月17日から平成28年４月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（再イ）第１号
三重県名張市緑が丘西94番地
再生債務者　山西　常春
１　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年３月３日まで
４　一般異議申述期間　平成28年３月10日から平成28年３月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（再イ）第１２５号
京都府長岡京市馬場見場走り１番地24
再生債務者　船井　雅司
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年３月３日まで
４　一般異議申述期間　平成28年３月10日から平成28年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２７年（再イ）第４８１号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目１番８号（営業所所在地大阪市旭区大宮４丁目６－６　１階）
再生債務者　居酒屋大宮こと　中島　**徳**一
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年３月３日まで
４　一般異議申述期間　平成28年３月７日から平成28年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第４８９号
大阪府寝屋川市萱島信和町28番４号
再生債務者　林　　路夫
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年３月３日まで
４　一般異議申述期間　平成28年３月７日から平成28年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第５７８号
大阪府寝屋川市香里西之町22番10―506号
再生債務者　山本こと　姜　　光明
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年３月３日まで
４　一般異議申述期間　平成28年３月７日から平成28年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再イ）第１８号
大阪市此花区高見１丁目４番55―511号
再生債務者　三嶋　達也
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年３月３日まで
４　一般異議申述期間　平成28年３月７日から平成28年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再イ）第２５号
大阪府東大阪市水走２丁目12番21号
再生債務者　足立　晃史
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年３月３日まで
４　一般異議申述期間　平成28年３月７日から平成28年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再イ）第３０号
大阪市鶴見区緑３丁目14番18号
再生債務者　川端　博幸
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年３月３日まで
４　一般異議申述期間　平成28年３月７日から平成28年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部